**平成２７年度　市民ギャラリー（企画展示室）の使用申請について**

　　美術等の創作活動による作品発表の場として、市民ギャラリー（企画展示室）を当館が主催する企画展などが開催されていない指定した期間についてご利用いただけます。利用できる期間は、美濃加茂市広報誌１１月号及びみのかも文化の森ホームページをご覧ください。

１．利用者について

　市民ギャラリー（企画展示室）を利用できる人は、次のとおりです。

（１）展示内容が、絵画、写真、書道、工芸、彫塑、デザインなどの創作活動による作品発表や、美術文化に関するもので館長及び所長が適当であると認めたものです。

（２）原則１団体（１個人）につき１年に１回までの利用となります。

（３）展示品の販売及び斡旋、入場料の徴収を行なうことはできません。ただし、事前に館長及び所長の許可を得たものは、この限りではありません。

（４）市民ギャラリー利用期間中に責任者を配置することができる人です。

２．仮申請の方法について

　■受付期間

（１）申請者が利用を希望する期間（準備及び撤収の日程も含める）の初日から起算して、６月前にあたる月の初日から２週間までの開館日を仮申請の受付期間とします。なお、利用期間に翌月分が含まれる場合は、その部分も含めて受付けします。

（２）（１）について、６月前に受付けできないものがあるときは、別で定めます。

（３）仮申請の受付けは、みのかも文化の森総合案内で午前９時から午後５時までです。

　■提出書類

仮申請をするときは、申請書に次の資料と別で求める場合はその資料を添付してください。

（１）展示内容、搬入及び搬出の日時、展示期間、その他イベントなど予定している場合は、その内容が分かるもの。

（２）展示参加を予定している者の氏名及び住所、勤務所在地、在学地のいずれかが分かる名

　　簿

■希望日が重複した場合の決定方法

仮申請において希望する期間が重複した場合の優先は次の順位とします。なお、次による優先順位によっても希望日が重複し、調整がつかない場合は抽選にて決定いたします。

（１）利用者は市内を拠点に活動している５人以上の団体で、在住・在勤・在学であるものが１／２以上いる団体を優先とする。

（２）自らの営利につながる内容で施設を使用しない者を優先とする。

３．仮申請受付期間終了後の受付けについて

　仮申請の受付期間中に申請がない場合は、その後、随時、申請受付後に審査決定を行います。